

病第1号議案

横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正

横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正する条例

（横浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 横浜市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年12月横浜市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の名称、位置、診療科目及び病床数は、別表第1のとおりとする。

第4条第3項中「横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに」を「横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに、」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置される介護老人保健施設の定員は、別表第2の左欄に掲げる提供するサービスの種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

第4条第5項及び第6項を削る。

第8条第1項及び第2項中「別表」を「別表第3」に改める。

別表中横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会の項を削り、同表を別表第3とし、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第4条第2項）

名称	位置	診療科目	病床数
横浜市立市民病院	横浜市神奈川区及び西区	内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科 <small>くわう</small> その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 624床 2 感染症病床 26床
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区	内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、歯科口腔外科 <small>くわう</small> その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 584床 2 精神病床 50床
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	横浜市磯子区	内科、脳神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの	一般病床 30 0床

別表第2（第4条第4項）

種別	定員
介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第28項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護	80人
介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション	33人

（横浜市病院事業の経営する病院条例の一部改正）

第2条 横浜市病院事業の経営する病院条例（平成12年3月横浜市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項」の次に「及び別表第1」を加える。

第2条第1項中「及び第6号」を削る。

第7条第4項及び第8条第5項中「別表」を「別表第3」に改める。

別表中「3時間まで」を「2時間まで」に、「3時間を超えて1時間までごと」を「2時間を超えて20分までごと」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の横浜市病院事業の経営する病院条例の規定は、この条例の施行の日以後の駐車場の利用に係る使用料及び利用料金について適用し、同日前の駐車場の利用に係る使用料及び利用料金については、なお従前の例による。

提 案 理 由

横浜市立市民病院の移転に伴い、病院の位置を変更するとともに駐車場の利用に係る使用料を改定する等のため、横浜市病院事業の設置等に関する条例及び横浜市病院事業の経営する病院条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市病院事業の設置等に関する条例（抜粋）

（上段 改正案）
（下段 現 行）

（経営の基本）

第4条（第1項省略）

- 2 病院事業が経営する病院（以下「病院」という。）の名称、位置、診療科目及び病床数は、別表第1のとおりとする。
位置は、次のとおりとする。

名 称

位 置

横浜市立市民病院

横浜市保土ヶ谷区

横浜市立みなと赤十字病院

横浜市中区

横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

横浜市磯子区

- 3 横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに、横浜市立市民病院にがん検診センターを、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に規定する介護老人保健施設を附置する。

- 4 前項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附置病院の診療科目の計画は、次のとおりとする。
される介護老人保健施設の定員は、別表第2の左欄に掲げる提供するサービスの種別に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

(1) 横浜市立市民病院

内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科口腔外科

(2) 横浜市立みなと赤十字病院

内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、
アレルギー科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外
科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科
、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、
麻酔科、歯科口腔外科

(3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

内科、神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーショ
ン科、放射線科、麻酔科その他脳卒中・神経脊椎医療に関する
診療科目で病院事業管理者が定めるもの

5 病院の病床数の計画は、次のとおりとする。

(1) 横浜市立市民病院

ア 一般病床 624 床

イ 感染症病床 26 床

(2) 横浜市立みなと赤十字病院

ア 一般病床 584 床

イ 精神病床 50 床

(3) 横浜市立脳卒中・神経脊椎センター

一般病床 300 床

6 第3項の規定に基づき横浜市立脳卒中・神経脊椎センターに附
置される介護老人保健施設の定員の計画は、次のとおりとする。

(1) 介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同
条第28項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第8条の
2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護を受けることが
できる者 80人

(2) 介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション

及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーションを受けることができる者 33人

(附属機関)

第8条 法第14条の規定に基づき、別表第3の中欄に掲げる担当事務を行うため、それぞれ同表の左欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の委員（臨時委員、専門委員その他これらに準ずる委員を除く。）の定数は、別表第3の右欄に掲げる委員の定数のおりとする。

(第3項省略)

別表第1 (第4条第2項)

名称	位置	診療科目	病床数
横浜市立市民病院	横浜市神奈川区及び西区	内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、 ^{くう} 歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 624床 2 感染症病床 26床
横浜市立みなと赤十字病院	横浜市中区	内科、外科、精神科、アレルギー科、リウマチ科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、救急科、麻酔科、 ^{くう} 歯科口腔外科その他病院事業管理者が定める診療科目	1 一般病床 584床 2 精神病床 50床
横浜市立脳卒中・神経脊椎センター	横浜市磯子区	内科、脳神経内科、整形外科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科その他脳卒中・神経脊椎医療に関する診療科目で病院事業管理者が定めるもの	一般病床 300床

別表第2 (第4条第4項)

種別	定員
介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護及び同条第28項に規定する介護保健施設サービス並びに同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護	80人
介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション及び同法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション	33人

別表第3 (第8条第1項及び第2項)
別表

附属機関	担任事務	委員の定数
(省 略)		
横浜市立市民病院再整備事業者評価委員会	横浜市立市民病院の再整備に関する事業における事業者の提案に対する評価その他当該事業者の選定に係る評価に関する事務	10人以内
(省 略)		

横浜市病院事業の経営する病院条例 (抜粋)

(上段 改正案)
(下段 現 行)

(趣旨)

第1条 横浜市病院事業の設置等に関する条例(昭和41年12月横浜市条例第60号)第4条第2項及び別表第1に規定する病院事業が経営する横浜市立市民病院、横浜市立みなと赤十字病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター(第15条において「病院」という。)の管理について必要な事項は、この条例の定めるところによる。

病第1号

(使用料及び手数料)

第2条 横浜市立市民病院及び横浜市立脳卒中・神経脊椎センター(介護老人保健施設(以下「老健施設」という。))を除く。以下「横浜市立市民病院等」という。)を利用する者(横浜市立市民病院における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第19条若しくは第20条(これらの規定を第26条において準用する場合を含む。))又は第46条の規定に基づき入院する者を除く。)は、次に掲げる額(横浜市立市民病院にあっては第2号及び第6号、横浜市立脳卒中・神経脊椎センターにあっては第2号の2、第4号及び第5号に掲げる額を除く。)の使用料又は手数料を納付しなければならない。

(第1号から第9号まで及び第2項省略)

第7条 (第1項から第3項まで省略)

4 病院事業管理者は、第1項の規定による選定及び前項の規定による指定をしようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表第3の附属機関の欄に掲げる横浜市立みなと赤十字病院指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。

(老健施設の指定管理者の指定等)

第8条 (第1項から第4項まで省略)

5 病院事業管理者は、老健施設について、第2項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、横浜市病院事業の設置等に関する条例別表第3の附属機関の欄に掲げる横浜市立脳卒中・神経脊椎センター介護老人保健施設指定管理者選定委員会の意見を聴

かなければならない。

別表（第2条第1項第2号の2から第4号まで、第7号及び第8号）

項 目	区 分		金 額 (消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないときは()内の金額)
(省 略)			
駐車場使用料	駐車 時間	2時間まで 3時間まで	310円
		2時間を超えて20分までごと 3時間を超えて1時間までごと	200円

